

ソフィア経済人倶楽部会則

2009年12月15日制定
2010年05月10日改定
2011年07月05日改定
2013年05月16日改定
2014年09月26日改定
2015年11月10日改定
2016年08月02日改定
2016年11月15日改定
2021年11月24日改定
2023年06月27日改定
2024年09月25日改定
2025年09月24日改定

第1章 総則

第1条（会の名称）

本会はソフィア経済人倶楽部（以下「本倶楽部」という）と称する。

会の英語名称はSophia Business Club(SBC)とする。

第2条（事務局の設置）

本倶楽部は事務局を〒102-8554千代田区紀尾井町7-1上智大学内に置く。

第3条（目的）

本倶楽部は、上智大学ソフィア会の会員で、産業経済界を始め各分野で活躍する経営者、管理者、専門職、それらを勇退されたソフィアン、及び会の主旨に賛同されたソフィアンを対象とし、会員相互の知的啓発、相互の協力並びに親睦を図り、母校上智大学の発展に寄与し、グローバルな産業経済の発展、建学の精神に基づく社会貢献等を行うことを目的とする。

第4条（事業）

本倶楽部は前条の目的を達成する為、次の活動を行う。

1. 会員相互の知的啓発及び親睦を図る為、情報交換、意見交換の場を提供すると共に、講演会、シンポジウム、セミナー、賀詞交歓会、産学連携の公開講座等を開催する。
2. その他本倶楽部の目的を達成する為、必要と認められた活動を行う。

第2章 会員

第5条（会員資格）

1. 本倶楽部の会員は、上智大学ソフィア会の会員で、原則として、産業経済界を始め各分野で活躍している経営者、管理者、専門職、それらを勇退されたソフィアン、及び会の主旨に賛同されたソフィアンとする。ソフィアンには、上智社会福祉専門学校、上智大学短期大学部の卒業生、並びにソフィア会登録団体の中で会員として認められた会員を含む。
2. 会の主旨に賛同した現役学生は会員資格を有しこれを学生会員という。

第6条（入退会）

1. 入会及び退会は、本人の書面による申請に基づくものとする。但し、入会には本倶楽部会員の1名以上の推薦と運営委員会の承認を必要とする。
2. 会員として不適当と思われる場合には、理事会の決議により退会させることができる。

第3章 役員

第7条（役員の構成）

本倶楽部に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	5 名以内
専務理事	1 名
常務理事	若干名
理 事	30 名以内
監査委員	1 から 2 名
法務委員	必要に応じて 1 名
運営委員	細則による
専門委員会委員	細則による
名誉会長	若干名

第8条（役員の職務）

1. 会長は本倶楽部を代表し、会務を統括し、理事会及び運営委員会の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐する。
3. 専務理事は理事の筆頭として会長、副会長を補佐し、運営委員会を統括する。
4. 常務理事は、専務理事を補佐し各専門委員会の活動を調整するとともに、理事会及び運営委員会の運営全般を支援する。
5. 理事は理事会の構成員として本倶楽部に関する重要事項を審議、議決する。
6. 監査委員は会計監査を行う。
7. 法務委員は会の法務に関する助言・指導を行う。
8. 運営委員は、運営委員会を組織して会務を遂行する。
9. 専門委員会委員は、専門委員会を組織して所管職務を遂行する。
10. 顧問、名誉会長は、重要事項につき会長の諮問に応じ、理事会において意見を述べる事が出来る。

第9条（役員の選任）

1. 運営委員、専門委員会委員を除く役員は、理事会にて選任する。運営委員は、会長が専務理事 および常務理事と協議の上選任し理事会に報告する。専門委員会委員は、運営委員会で選任し 理事会に報告する。

第10条（役員の任期、再任）

1. 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 欠員により就任した役員の任期は前任者の残任期間とし、増員により選出された役員の任期は他の在任役員の任期と同じとする。

第4章 理事会

第11条（理事会の設置）

本倶楽部は、理事会を設置する。

第12条（理事会の構成、権限等）

1. 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、理事（以下、議決権保有者という）と、監査委員、法務委員を以って構成する。
2. 理事会は、本倶楽部の最高決議機関であって、本倶楽部の運営及び活動に関する以下の重要事項を、決議または承認する。
 - 1) 基本理念・目的の変更
 - 2) 運営委員、専門委員会委員を除く役員の選任・解任
 - 3) 事業計画及び予算の決定並びに事業報告及び決算の承認
 - 4) 会則の改廃
 - 5) 会員の退会の決議、ただし自主的な退会を除く
 - 6) その他、本倶楽部運営に関する重要事項

第13条（理事会の開催、運営）

1. 理事会は、原則として3月及び9月の年2回開催し、対面ではなく電磁的方法での開催とすることができる。
2. 理事会の招集通知は、会長が開催日時、場所、議題を記した書面又は電磁的方法で、理事会構成員に通知しなければならない。
3. 理事会の議長は会長が務め、会長に事故あるときは副会長がこれにあたる。
4. 理事会は議決権保有者の過半数をもって成立し、その議決は出席した議決権保有者の過半数をもって行い可否同数のときは議長がこれを決する。委任状を提出した議決権保有者は、理事会に出席したものとみなす。
5. 監査委員、法務委員は、理事会に出席し意見を述べる事が出来るが、議決権の行使は出来ないものとする。
6. 議長の承認により、運営委員や専門委員会委員等は、理事会に出席し意見を述べる事が出来るが、議決権の行使は出来ないものとする。

第14条（臨時理事会）

1. 会長が必要と認めた場合又は理事等の1/3以上の請求があった場合、会長は臨時理事会を招集する。

第5章 委員会

第15条（委員会の設置、構成など）

1. 理事会の決議に基づく会務遂行のために運営委員会を設置する。運営委員会は、会長、副会長、専務理事、常務理事、運営委員により構成する。
2. 運営委員会は、必要に応じて専門委員会を設置する。専門委員会は、運営委員会から指定された専門分野の職務を遂行し、また、運営委員会に提言する。
3. 専門委員会を含む運営委員会運営の詳細は、運営委員会において定める。

第6章 会務報告

第16条（欠番）

第17条（会務報告）

1. 本倶楽部の Web サイトに掲載する等により、事業年度終了後2か月以内を目途に会員へ会務報告を行う。

第7章 会計

第18条（運営資金）

本倶楽部の運営に必要な資金は行事参加費、維持会費、寄付金、その他収入でまかなう。

第19条（会計年度）

本倶楽部の会計年度は毎年10月1日より翌年9月30日までとする。

第8章 雑則

第20条（規定外事項等）

本倶楽部の会則に規定なき事項は、別途定める細則による。会則、細則に定めのない時は、理事会の決議によりこれを定める。

（附則）

1. 本会則は、理事会で承認された日より施行する。